

1 専用使用利用料金

区分			利用料金							延長料 (1時間につき)
			午前	午後①	午後②	日中	夜間①	夜間②		
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後10時まで		
大道場	入場料等を 徴収しないもの	全 面	7,060円	4,710円	4,710円	16,480円	5,880円	8,820円	3,520円	
		半 面	3,530円	2,350円	2,350円	8,230円	2,940円	4,410円		
		1/3面	2,350円	1,570円	1,570円	5,490円	1,960円	2,940円		
		1/6面	1,170円	780円	780円	2,730円	980円	1,470円		
		1/10面	700円	470円	470円	1,640円	580円	880円		
		1/20面	350円	230円	230円	810円	290円	440円		
	入場料等を 徴収するもの	全 面	56,530円	37,680円	37,680円	131,890円	47,100円	70,660円	28,260円	
		半 面	28,260円	18,840円	18,840円	65,940円	23,550円	35,330円		
	柔道場又は 剣道場	入場料等を 徴収しないもの	全 面	2,530円	1,680円	1,680円	5,890円	2,100円	3,150円	1,260円
			半 面	1,260円	840円	840円	2,940円	1,050円	1,570円	
		入場料等を 徴収するもの	全 面	20,240円	13,490円	13,490円	47,220円	16,860円	25,300円	10,120円
			半 面	10,120円	6,740円	6,740円	23,600円	8,430円	12,650円	
弓道場	入場料等を 徴収しないもの	全 面	2,460円	1,640円	1,640円	5,740円	2,050円	3,080円	1,230円	
		半 面	1,230円	820円	820円	2,870円	1,020円	1,540円		
	入場料等を 徴収するもの	全 面	19,740円	13,160円	13,160円	46,060円	16,450円	24,680円	9,870円	
		半 面	9,870円	6,580円	6,580円	23,030円	8,220円	12,340円		
相撲場	入場料等を徴収しないもの		1,600円	1,060円	1,060円	3,720円	1,330円	2,000円	800円	
	入場料等を徴収するもの		12,830円	8,550円	8,550円	29,930円	10,690円	16,040円	6,410円	
会議室			1時間につき450円							

備考

- 延長料とは、午前9時から午後10時まで（以下「通常時間」という。）の時間帯以外において武道館を使用する場合の利用料金をいう。
- 通常時間以外の使用時間若しくは会議室の使用時間が1時間未満であるとき、又はこれらの使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間及び当該端数の時間を1時間とする。
- 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。）が使用する場合又は体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツを行うために使用する場合の利用料金の額は、上の表により算定した額の半額とする。
- 山口県の住民以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上の表により算定した額の100分の50に相当する額を当該利用料金に加算した額とする。
- 入場料等を徴収しないで営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の額は、この表により求めた利用料金の額に3を乗じて得た額を当該利用料金に加算した額とする。
- 入場料等を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の額は、当該徴収する入場料等の最高額に100を乗じて得た額をこの表により求めた利用料金の額に加算した額とする。
- 会議室を分割して使用する場合（ただし、分割する限度は4分割とする。）の利用料金の額は、当該分割して使用する部分の割合に応じて求めた額とする。
- 準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の額は、上の表により算定した利用料金の額の半額とする。

2 個人使用利用料金

区分		利用料金
大道場、柔道場、剣道場、弓道場 又は相撲場	小学生及び中学生	1人3時間につき110円
	高校生及び大学生	1人3時間につき220円
	その他の者	1人3時間につき340円
トレーニングルーム (ランニングコースを含む。)	小学生及び中学生	1人3時間につき100円
	高校生及び大学生	1人3時間につき200円
	その他の者	1人3時間につき300円

備考

- 1 個人使用者が幼児（6歳以下の未就学の者をいう。）である場合の利用料金の額は、無料とする。
- 2 「小学生及び中学生」とは小学校の児童並びに中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒を、「高校生及び大学生」とは高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒並びに大学及び高等専門学校の学生をいう。
- 3 使用時間が3時間未満であるとき、又は使用時間に3時間未満の端数があるときは、当該3時間未満の時間及び当該端数の時間を3時間とする。

3 附属施設及び器具の利用料金

区分		利用料金
大道場	選手控室	1室1時間につき220円
	放送施設	1日につき2,840円
	ハンドボール	1式につき730円
	バスケットボール	1式につき730円
	バレーボール	1式につき430円
	バドミントン又はソフトバレー	1式につき150円
	卓球	1式につき150円
	電光掲示表示板	1台につき1,230円
	フロアシート	1式につき480円
	演台	1台につき1,000円
	花置台	1台につき590円
ポータブルステージ	1式につき1,230円	
柔道場、剣道場又は弓道場	講師控室	1室1時間につき110円

備考 選手控室及び講師控室の使用時間が1時間未満であるとき、又はこれらの使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間及び当該端数の時間を1時間とする。

4 附属設備の利用料金

種別	区分		利用料金(1時間につき)	
照明設備	大道場	道場	全面(1,200ルクス)	1,720円
			全面(1,000ルクス)	1,440円
			全面(500ルクス)	720円
			1/2面	370円
			1/3面以下	240円
		音響室	40円	
		選手控室	20円	
	柔道場又は剣道場	道場	全面	240円
			1/2面	120円
		講師控室	10円	
	弓道場	道場	90円	
		講師控室	10円	
相撲場		100円		
会議室		200円		
冷暖房設備	大道場	道場	冷房 14,910円 暖房 12,340円	
		音響室	60円	
		選手控室	30円	
	柔道場又は剣道場	道場	冷房 2,260円 暖房 2,160円	
		講師控室	60円	
	弓道場	講師控室	60円	
	相撲場		1,540円	
会議室		980円		

備考

- 1 会議室を分割して使用する場合（ただし、分割する限度は4分割とする。）の照明設備及び冷暖房設備の利用料金の額は、当該分割して使用する部分の割合に応じて求める額とする。
- 2 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間及び当該端数の時間を1時間とする。